

補助事業遂行にあたっての留意点

- 以下の内容については、補助事業を遂行するにあたって、留意すべき点を挙げたものですので、補助事業者に周知いただくとともに科研費事務担当者においても、よくお読みください。
- 国の方針を受け、本年度は、全ての研究課題について分割払いを行うこととなり、支払予定は1回目8月中旬を、2回目10月頃を目途に行う予定です。
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じたことから、今後の状況によっては財源確保の必要上、交付額の減額変更を行う可能性があります。この場合、各研究課題の交付する助成金の額は、今回の交付決定額にかかわらず減額されることとなりますので、当面、各研究者には、補助金の慎重な執行に留意していただくことが求められます。
- 補助事業者が学術研究助成基金助成金の交付を受けて補助事業を遂行するにあたっては、交付決定通知書に添付した「交付条件」を遵守しなければなりませんので、必ずよくお読みください。
- 補助事業者には『科研費ハンドブック（研究者用）』を配付しています。
このハンドブックには、「助成金の使用」、「研究計画変更の際の手続き」、「研究実績・成果報告の手続き」、「助成金の適正使用」等について分かり易く解説をしていますので、こちらもよくお読みください。
- 研究計画に以下のような変更が生じた際には、日本学術振興会の承認（又は日本学術振興会への届出）が必要となりますので、所定の様式を用いて速やかに手続きを行わなければなりません。

（注意）以下の「※」印が付された申請は、事前の申請手続きを要するものです。

下線(.....)部は補助金と取扱いが異なりますのでご注意ください。

(1) 「補助事業者の身分」関係

- ①異動・退職等により応募資格を喪失する（補助事業を廃止） : 補助事業廃止承認申請(様式 F-5-1) ※
- ②科研費を受けられない研究機関に転出する（補助事業を廃止） : 補助事業廃止承認申請(様式 F-5-1) ※
- ③研究分担者が死亡した : 研究分担者変更承認申請(様式 F-9)
- ④研究代表者が別の研究機関に異動した : 研究代表者所属研究機関変更届(様式 F-10)

(2) 「研究組織の変更」関係

- ①研究分担者を新たに追加し、分担金を配分したい : 研究分担者変更承認申請(様式 F-9) ※
- ②研究分担者を辞退したい : 研究分担者変更承認申請(様式 F-9) ※

(3) 「研究費の変更」関係

- ①交付申請時の研究費使用計画を大幅に変更したい : 直接経費使用内訳変更承認申請(様式 F-4) ※
- ②研究分担者が分担金を使用しない見込みとなった : 研究分担者変更承認申請(様式 F-9) ※
- ③異動等により間接経費の交付決定額に変更が生じる : 間接経費交付決定額変更申請書(様式 F-16) ※
- ④研究の進展に応じて研究費の前倒しが必要となった..... : 前倒し支払請求書(様式 F-3)...

※ 年度末に未使用額が発生した場合には、補助事業期間内であれば理由を問わず、繰越の手続きを経ることなく、また研究費を返還することなく次年度に使用することができます。

研究計画最終年度において次年度使用を希望する場合は、下記(5)の手続きが必要です。

(4)「補助事業の廃止・中断」関係

- ①補助事業を廃止したい : 補助事業廃止承認申請(様式 F-5-1) ※
- ②産前産後の休暇・育児休業のため、1年を超えて補助事業を中断したい : 研究中断届(様式 F-13-1) ※
- ③上記(4)②以外で1年を超えて補助事業を継続して実施できなくなる(補助事業を廃止)
: 補助事業廃止承認申請(様式 F-5-1) ※
- (中断期間が1年以内の場合には手続きは不要です。)

(5)「補助事業期間の延長」関係

- ①補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなったため、補助事業期間を1年間延長したい
: 補助事業期間延長承認申請(様式 F-14) ※
- ②産前産後休暇・育児休業の取得に伴い補助事業期間を延長したい
: 産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う補助事業期間延長承認申請書(様式 F-13-2) ※

- 論文などにより補助事業により得られた研究成果を発表するときは、学術研究助成基金助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければなりません。

「交付条件」【研究成果発表における表示義務】

8-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。

表示する方法は、『科研費ハンドブック（研究者用）』の27頁を参照してください。

- 研究計画最終年度を除く各年度終了後、翌年度の5月31日までに、日本学術振興会に「実施状況報告書」を、研究計画最終年度終了後は、翌年度の5月31日までに、日本学術振興会に「実績報告書」を提出しなければなりません。

なお、補助事業を廃止した場合は、廃止承認後30日以内に「実績報告書」を提出する必要があります。

また、「研究実施状況報告書」、「研究実績報告書」に記載する「雑誌論文」、「学会発表」、「図書」は、交付を受けた科研費の研究成果であることを表示したものでなければなりませんのでご注意ください。

- 研究期間が終了した後は、最終年度の翌年度の6月20日から30日までの間に、日本学術振興会に「研究成果報告書」を提出しなければなりません。

ただし、期限までに報告書を提出できない場合には、「研究経過報告書」を提出し、最終年度の翌年度の3月上旬までに研究成果を取りまとめ、速やかに「研究成果報告書」を提出してください。期日までに提出されなければ、他に交付を受けている助成金の執行を停止するなどの措置を講ずることとしていますので、ご留意いただくとともに該当研究者に周知してください。